

中核市市長会提言書

(平成 29 年 10 月 27 日採択)

<目 次>

- 中核市における児童相談所の設置に関する提言・・・・・・・・・・ P 1
- 少子化対策に関する提言・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～3
- 「地方の人材確保」に向けた取組に関する提言・・・・・・・・ P 4～5
- 平成 3 0 年度税制改正に関する要請・・・・・・・・ P 6～8
- 道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続等に関する緊急要請・・・・ P 9

中核市における児童相談所の設置に関する提言

近年、児童虐待に関する相談件数は急増し、複雑・困難なケースへの対応が求められるとともに、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大している。このため、国は、平成28年に児童福祉法を改正し、法律の施行後5年を目途として、中核市が児童相談所を設置することができるよう、必要な支援を講じるものとしている。

一方、平成16年の児童福祉法の改正により、中核市についても児童相談所の設置が可能となっているが、設置は2市にとどまっている。設置が進まない要因としては、都道府県が設置している児童相談所との関係など、各市が置かれている地域特性もあるが、特に財源や人材の確保が大きな課題となっている。

このような中、児童虐待への対応は急務であるとし、住民に最も身近な行政の強みを活かし、児童虐待の未然防止から虐待を受けた子どもの自立支援まで、切れ目のない一貫した支援を行うため、早急に児童相談所の設置を進める市もあることから、児童相談所の設置に係る地方負担の実態に即した支援について、国の早期かつ具体的な措置を求める。

1 財源措置について

一時保護所の整備に当たっては、国は、国庫補助金により整備費の1/2相当を支援しているが、国が想定している整備費は実態と乖離しており、過少であるため、補助額は実際の整備費の1割程度に留まっている。ついては、一時保護所整備に係る地方負担の実情を十分に踏まえ、整備費の実態に見合った支援措置となるよう見直すこと。

また、児童相談所（事務所部分）の整備に必要な財源については、地方交付税により措置されているが、中核市の人口規模を前提としたものになっていないほか、整備費に対する交付税措置額が極めて過少であるため、実態に見合った算定方法の見直しや新たな補助金等の適切な措置を講じること。

2 人材の育成・確保について

児童相談所に配置する児童福祉司や児童心理司等のうち、特に指導的役割を担うスーパーバイザーの確保が難しく、新設される児童相談所では、都道府県からの職員派遣が不可欠となっている。

しかしながら、都道府県においては、国の児童相談所強化プランに基づく専門職等の増員・育成が急務となっており、都道府県から中核市への職員派遣を行う余力がない状況になることが見込まれることから、スーパーバイザー等の派遣が確実に行われるよう、国からも適切な支援を講じること。また、専門職等の配置については、都道府県と規模等が異なる中核市の実態を十分に踏まえ、画一的な基準ではなく、弾力的な対応を可能とすること。

平成29年10月27日

中核市市長会

少子化対策に関する提言

我が国の出生率は、この30年で大幅に低下し、近年では、1.3～1.4程度で推移している。また、人口も平成20年を境に減少局面に入中、国は少子高齢化という構造的な問題の解決に向け、一億総活躍社会の実現を目指し、「希望出生率 1.8」の実現を目標の1つに掲げた。

次世代に輝かしい未来を引き継ぐため、若い世代の希望を叶え、少子化に歯止めをかけることは非常に重要であり、国と地方がともに手を携え、取り組むべきことである。

このように、少子化対策は国家的な課題であることから、国においては地方公共団体間に格差が生じないように、国全体の出生率向上に向け、その取組を進めるべきである。

以上の認識に立ち、国は、少子化の流れに終止符を打つため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1 保育・育児不安の改善

- (1) 幼児教育の無償化の実現に当たっては、地方公共団体に負担を生じさせることなく、国の責任において着実に推進すること。
- (2) 子どもの医療費助成制度は、国における社会保障制度の一環として、全国一律に実施すること。また、国民健康保険制度における減額調整を早期に全廃すること。
- (3) 子育て世代包括支援センター・産後ケア事業等に従事する保健師、助産師等の専門職に対する研修について、受講者が参加しやすいよう、全国各地に会場を設け、実施すること。また、専門職の確保に向け、離職者の復職支援等に関する財政措置を行うこと。
- (4) 地域子育て支援拠点事業に係る交付金の交付基準額について、賃借料など地域の実情を考慮した見直しを行うこと。
- (5) 不妊・不育症治療について、妊娠適齢期に、より早く治療を開始できるように、特定不妊治療費助成の更なる拡充に加え、一般不妊治療及び不育症治療に係る支援事業を創設すること。
- (6) 三世代が同居・近居しやすい環境づくりを推進するため、国において促進施策を充実させるとともに、各地方公共団体が地域の実情に応じて取り組む事業に対して財政措置を行うこと。

2 待機児童の解消

- (1) 保育士の処遇改善に向け、公定価格の一層の充実を図るとともに、保育士の平均的な給与モデルの構築や、公定価格における人件費割合の明確化など、公定価格の充実が適切に保育士の賃金に反映される仕組みを設けること。
- (2) 私立幼稚園が認定こども園に安心して移行できるよう、更なる事務の簡素化に取り組むとともに、公定価格における加算制度の充実など、引き続き必要な措置を行うこと。
- (3) 私立保育所及び認定こども園の増改築等について、適切な財政措置を行うこと。
- (4) 病児保育事業について、安定的な運営を行うためには、継続して人材を確保しておく必要があることから、子ども・子育て支援交付金の更なる充実を図ること。

- (5) 保育施設において、食物アレルギーへの対応などに必要な職員配置が行えるよう、十分な財政措置を行うこと。
- (6) 放課後児童クラブについて、不足している支援員等の人材確保に向け、子ども・子育て支援交付金の更なる充実を図るとともに、低所得世帯の負担軽減に向け、保育料の補助制度を創設すること。また、運営費の補助対象に、既存の放課後児童クラブの家賃補助の項目を追加するとともに、学校敷地内での施設整備に伴う既存施設の移転、解体費用等について支援を行うこと。

3 仕事と育児が両立できる環境整備

- (1) 働き方改革や女性活躍に向けた取組の推進に当たっては、地方公共団体と連携しつつ、国がリーダーシップを発揮するとともに、各種財政措置の拡充などにより、取組の一層の推進を図ること。
- (2) 仕事と家庭生活との両立を図るため、希望に応じた働き方を選択できるよう、テレワークの普及促進に向けた取組の一層の充実を図ること。
- (3) 企業における子育てサポートや女性活躍に向けた取組の一層の推進を図るため、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」や女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を取得した企業に対する優遇措置の拡充を行うこと。

4 教育費負担感の軽減、相談体制の充実

- (1) 学習意欲のある若者が家庭の経済状況に関わらず大学等へ進学できるよう、国の給付型奨学金制度について、給付規模の拡充を行うこと。
- (2) 準要保護者に対する就学援助について、自治体間で格差が生じることのないよう制度運用に関する基準等を制定するとともに、財政措置の拡充を行うこと。
- (3) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援（生活困窮者自立支援事業）について、財政措置の拡充を行うこと。
- (4) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、チームとしての学校指導体制の推進に向け、人材育成を行うとともに、配置の充実を図るため、財政措置の拡充を行うこと。
- (5) 不登校児童生徒に対する支援の充実のため、小中学校における専門スタッフの配置充実や教育支援センターの機能強化に向けた財政措置の拡充を行うこと。
- (6) いじめ対策の一層の推進に向け、専任の担当教諭を配置できるよう、必要な財政措置を行うこと。
- (7) 特別支援教育において、きめ細かな指導体制を確保するため、特別支援教育支援員等に係る財政措置の拡充を行うこと。

平成29年10月27日

中核市市長会

「地方の人材確保」に向けた取組に関する提言

日本の総人口は、平成 20 年をピークに減少局面に入り、平成 28 年の年間出生数は約 97 万 7,000 人と、明治 32 年の統計開始以降初めて 100 万人を割り込んだ。人口移動の面では、平成 28 年の東京圏への転入超過は約 11 万 8,000 人と 21 年連続で転入超過を記録している。東京圏への人口の過度の集中を是正すべく、中核市をはじめ、地方自治体においては、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「地方版人口ビジョン・総合戦略」を策定し、あらゆる施策を通じて地方創生を推進しているところであるが、東京一極集中には歯止めがかかっていない。

このような状況を踏まえ、中核市市長会では、地域の活力を維持していくためには、中核市が地方における「人口のダム」の役割を果たし、人材の維持・確保を図りながら、多様な人材が地方に仕事をつくり、魅力的な仕事がさらに地方に多様な人材を呼び込むという好循環を構築していくことが重要であるとの認識のもと、特に、これから地域を担う若者が大学進学や就職をきっかけに東京圏へ流出している現状に鑑み、高等教育及び雇用の観点を中心に協議を行い、国と地方が連携した取組の必要性を確認・共有したところである。

その内容については、次のとおりであり、地方の人材確保を図るため積極的な措置を講じられるよう提言する。

《高等教育》

1 地域と地方大学の連携した取組への支援の充実

地方大学は、地域における「知の拠点」として高度人材の育成や産業の発展など、地方創生を推進するに当たり、重要な役割を担っている。地域においては、大学設立や学部の新増設の支援をはじめ、奨学金返還支援制度の創設や企業とのインターンシップ・共同研究など大学を核とした地域活性化策を展開しているところであり、その取組を更に促進するため、産学官が連携した地方創生に資する諸事業に対し、国も既存の財政措置の要件の緩和に加え、新たに財政措置を講ずるなど支援の充実を図ること。

2 大学に対する一律的な基準の見直し

都市圏と地方に複数の大学を有する学校法人が、学部や大学院を設置するに当たり、当該学校法人の設置する大学の平均入学定員超過率が基準を上回れば、すべての大学が規制の対象となる。そのため、単独では定員を下回っている地方大学であっても学部新設が認められないなどの矛盾が生じており、地方及び地方大学に不利な制度となっている。当該基準については、都市圏の大学を中心に学生の集中を抑制する趣旨であることを踏まえ、平均入学定員超過率については、申請に係る大学のみを対象とするなど、全国一律的な基準の見直しを図ること。

3 東京 23 区内大学の定員増等の抑制

今後、18 歳人口が大幅に減少する中、学生が過度に東京に集中している状況であり、依然として続く東京一極集中を是正するためには、地方大学の振興のみでは限界があることから、東京の大学の新增設の抑制策を併せて展開するなど、両面の対策を講じる必要がある。

文部科学省においては告示を改正し、平成 30 年度から、東京 23 区内大学の入学定員について、原則として定員増を認めない方針を示しているが、立法化の検討も含めその徹底を図ること。

《雇用》

1 地方における魅力ある雇用創出

地方においても魅力ある雇用の場を創出し、東京から地方への人の流れを生み出す必要がある。このため、国においては、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、地方拠点強化税制を導入し、本社機能を移転した事業所に法人税等の優遇措置が講じられているところであるが、適用期間は平成 29 年度末までとなっていることから、その延長を図るとともに、要件緩和や控除額の引上げなど制度の拡充を図ること。

また、地域資源を有効活用した創業や事業継承、新規就農などに取り組む若手起業家の育成や若者と地元企業のマッチングなど、若者の地域における就業促進について、国においても十分な支援策を講じること。

2 地方における外国人材の活用

地方においては、若者の人口流出や少子高齢化の進行により、農林水産業や建設業、製造業、介護・看護など特定の分野において、人材不足が顕著となっている。国においては、人材不足や女性活躍の推進のため、国家戦略特区において、農業や介護などの分野における外国人材の活用がなされているが、地方においては、深刻な人材不足が長期化する可能性が高く、今後、外国人材への依存度が高まっていくことが想定されることから、特区における導入状況を見極めながら、地域の実情に合った外国人材の活用のあり方について検討を進めること。

平成 29 年 10 月 27 日

中核市市長会

平成30年度税制改正に関する要請

中核市については、地方自治法その他の法令に基づき事務配分の特例が設けられ、権限移譲がなされた多くの事務を都道府県に代わり行っているにもかかわらず、地方税制は画一的であり受益と負担の関係に不均衡が生じている。

中核市が真の地方分権に向けてその機能や役割を十分果たしていくためには、自主的かつ安定的な都市財政運営に必要な財源の確保が不可欠であるが、前述した理由等により現状は極めて厳しい財政状況にある。

よって平成30年度税制改正に関し、特に以下の事項について十分配慮するよう強く要請する。

1 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める基幹税目として、安定的な行政サービスの提供に欠くことのできないものであり、その税収の動向は、中核市を含めた基礎自治体の行財政運営を大きく左右するものであることから、制度の根幹を揺るがす見直しは行うべきではなく現行制度を堅持すること。

なお、平成28年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、その期限の到来をもって確実に終了するとともに、その期限までの間であっても対象範囲の拡大は断じて行わないこと。

2 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、中核市の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、法人実効税率を更に引き下げるに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、中核市の行財政運営に支障が生じないように必要な財源措置を講じること。

3 車体課税の見直しに当たっての対応

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）や自動車重量税に係るエコカー減税の見直し・延長に当たっては、中核市の行財政運営に支障が生じないようにすること。さらに、今後、仮に自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討を行う場合には、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

4 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

5 地方消費税率引上げの延期に伴う代替財源の確保

消費税率10%への引上げが延期されたが、基礎自治体においては既に社会保障の充実のための施策に取り組んでいるところであり、これらの施策の推進に支障が生じることがないように必要な代替財源を確保すること。

6 個人所得課税における人的控除等の見直し

- ① 個人所得課税における人的控除等のあり方の検討については、個人住民税が応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえつつ、真に経済的弱者への配慮も考慮して検討すること。
- ② 今後、個人所得課税改革をさらに進めるに当たっては、近年の税制改正により複雑化している個人住民税の制度について、納税者が理解しやすい簡素な仕組みとなるよう整理合理化を図ること。

7 ふるさと納税ワンストップ特例制度の見直し

ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る所得税控除相当額について、個人住民税の減収分を全額国費で補てんするなど、所要の措置を図ること。

8 地方法人課税の偏在是正における地方意見の反映

「地方間における税源の偏在是正」及び「財政力格差の縮小」を進めるに当たっては、企業誘致や地域の産業・経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている中核市の努力が損なわれることなく、地方消費税の拡充等による地方税財源の拡充・強化等と一体的に行われるよう配慮することが望ましい。

したがって、法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、中核市を含む地方側と十分に協議したうえで、制度設計を行うこと。

9 森林吸収源対策に関する地方税財源の充実確保

森林環境税（仮称）については、その税収を全額地方の税財源にするとともに、森林整備等に係る国・都道府県・市町村の役割分担を整理したうえで、市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとするなど、地方の意見を十分に踏まえ、創設に向けて具体的な制度設計を行うこと。

10 地方税における税負担軽減措置等整理合理化

地方税における非課税措置等については、税負担の公平確保の見地から、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に検討するとともに、効果が明らかでないものについては、速やかに整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

平成29年10月27日

中核市市長会

道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続等に関する緊急要請

道路は、豊かな市民生活や経済・社会活動の実現のための、欠くことのできない最も重要な社会基盤の一つである。各自治体においては、地域に密着した道路網を形成し、地域住民のくらしの利便性・安全性の向上や地域連携や産業振興を図るとともに、地域防災や福祉・救急医療など機能を更に発揮するため道路整備を推進している。

また、地方創生の必要性が高まるなか、各自治体においては、住民の高齢化や人口減少に対応するため、生産性等の向上に資するインフラ整備と機能強化、地域間ネットワークの構築は不可欠である。

現在、地方自治体が行う道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、平成 29 年度までの時限措置として地域高規格道路や交付金事業の補助率等がかさ上げされているが、時限措置の期限を迎えることで、国の負担や交付金の交付率の低減により道路予算が削減され、中核市においても財政負担の増加や道路整備の遅延など、その影響は深刻かつ重大となる。

よって、国においては、地方の実情を踏まえ、計画的に道路の整備を行えるよう、次の事項について緊急的に要請する。

- 1 道路財特法のかさ上げ措置については、平成 30 年度以降も継続・拡充するとともに、必要な予算の総額を確保すること。

平成 29 年 10 月 27 日

中 核 市 市 長 会